

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）抄

（学生の給与）

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 前項の学生手当の月額は、十一万七千円とする。

3 （略）

4 第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（生徒の給与）

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 前項の生徒手当の月額は、十万三千七百円とする。

3 （略）

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。